

教育実践・経営学会規約

1. 教育実践・経営学会は、教育実践と教育経営に関する諸般の研究を促進し、研究の連絡、情報の交換、会員相互の親睦をはかることを目的とする。
2. 本会は、日本に活動の本拠をもち、本会の目的に賛同するものをもって構成する。ただし、日本以外に活動の根拠をもつもので、とくに本会の目的に賛同しその活動に積極的に参加しようとするものは、会員となることができる。
3. 本会は、次の活動を行う。
 - 1) 定例研究会（教育実践と教育経営に関する研究発表、文献紹介、書評、講演、講習会など）の開催。
 - 2) 会報・会誌の発行と情報の交換。
 - 3) 会員の研究および共同研究の促進。
 - 4) 内外の関係学会との連絡。
 - 5) その他、本会の目的に照らして有意義な活動。
4. 本会に、会長、副会長、理事(うち常任理事若干名)、監査、および顧問若干名をおく。
5. 本会は、会長が召集し、原則として総会で活動報告・会計報告を行い、活動計画および予算を決定する。
6. 理事会は、活動計画を、随時適宜に会員の参加と協力を得て実施する。
 - ②理事会は、事務局を設置し、活動の細目を処理させる。
 - ③理事会は、事務局長および事務局幹事を選定する。
7. 本会は、一定の地域などを単位として支部を設けることができる。
 - ②支部の設立は、その地域の会員の発起により理事会の承認を経ることを要する。
 - ③支部に関する規則は別に定める。
8. 本会会員となることを希望するものは、会員の推薦を得て事務局に申し込むものとする。
 - ②入会は、理事会がその可否を決定し、原則として次の総会で報告する。
9. 会員は、本会が行う活動に参加し、研究会、会報・会誌等で研究を発表することができる。
10. 会員は、本会活動のために、年額 1,000 円の会費を拠出するものとする。

付則 1 本規約は平成 18 年 6 月 4 日よりこれを実施する。

付則 2 本規約は平成 26 年 2 月 9 日よりこれを実施する。

付則 3 本規約は平成 27 年 7 月 26 日よりこれを実施する。

付則 4 本規約は平成 30 年 6 月 23 日よりこれを実施する。

(申し合わせ)

○事務局は、東京家政学院大学齋藤義雄研究室におく。

所在地 〒194 - 0292 東京都町田市相原町 2600

東京家政学院大学 齋藤義雄研究室気付

E-mail : koizumisho@gmail.com

Tel : 080-1671-1076

○本会運営上の手続きで、この規約に規定されていないものについては、理事会の責任において本会規約の趣旨に沿って実施する。

○活動のための費用は、原則として会費でまかなうが、格別の事情があるときは研究会参加費、研究会資料代などの形で臨時に拠出を求めることができる。

当分の間、学生と院生等については、会費等を免除する。

当分の間、研究会等については、オンライン開催とし、会費等を徴収しないこととする。

○定例研究会は、全国各地において行うようにする。

入 会 申 込 書

教育実践・経営学会 殿

貴学会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

令和 年 月 日

本人氏名

印

フリガナ 氏 名		生年 月日	(昭・平) 年 月 日
現住所	〒 Tel () Fax () E-mail		
勤務先(所属) および 職名			
勤務先の 所在地	〒 Tel () Fax () E-mail		
専攻分野および 現在関心をもたれている 教育実践・研究のテーマ等(具 体的にお書きください)			

上記の者を教育実践・経営学会会員に推薦します。

推薦者 氏 名

印

勤務先 (所属)